

カスタマーハラスメント 対策支援補助金

申請期間

●第1期申請期間

8月1日(金)～29日(金)

●第2期申請期間

10月1日(水)～31日(金)

ご相談は令和7年6月2日(月)から予約開始



就業環境の改善を図るため、
中小企業が実施する**カスタマーハラスメント対策**に取り組む
事業について経費の一部を補助します。

補助金の概要

補助対象者 名古屋市内の中小企業者

補助事業 就業環境の改善を図るためカスタマーハラスメント対策に取り組む事業

●補助対象経費

管理用カメラ導入費

- ・管理用カメラ
- ・設置費等



通話録音装置導入費

- ・通話録音装置
- ・設置費等



謝金

基本方針、基本姿勢、対応マニュアル等の作成のために必要な謝金として、依頼した弁護士や社会保険労務士等に支払われる経費



※上記に記載がない経費についてはご相談ください。

●補助率・補助金額

補助率	補助金額
補助対象経費の2分の1以内	5万円～30万円

以下の条件を満たす必要があります

- ① 名古屋市新事業支援センターが実施するカスタマーハラスメント対策セミナーを受講済みである
- ② 名古屋市新事業支援センターでカスタマーハラスメント対策に関する相談を受けている
- ③ カスタマーハラスメント対策を実施することを従業員等に対して表明している



カスタマーハラスメント対策セミナー

この補助金は、名古屋市新事業支援センターが実施するカスタマーハラスメント対策セミナーを受講済みであることが申請の要件となっています。

第1回は7月、第2回は9月に開催を予定しております。セミナーの詳細は、以下をご確認ください。

https://www.nipc.or.jp/customer_harassment/seminar.html



カスタマーハラスメント対策に関する相談 お問合せ先

この補助金は、名古屋市新事業支援センターで、カスタマーハラスメント対策に関する相談を受けることが申請の要件となっています。中小企業カスタマーハラスメント対策支援マネージャーが、補助金の申請にかかるご相談にお応え致します。

名古屋市新事業支援センター

電話番号 **052-735-0808**

令和 **7**年**6**月**2**日(月)
予約開始

令和7年度スケジュール(予定)



補助事業について

中小企業が就業環境の改善を図るために市内で実施する、カスタマーハラスメント対策を目的とした取り組みを本補助金の交付の対象事業とします。

【具体的な事業例】



顧客等とのやり取りの事実関係を確認するため、管理用カメラを設置して録画・録音ができるようにしておくとともに、カスタマーハラスメント防止のため顧客にもその旨を周知する。



顧客等とのやり取りの事実関係を確認するため、通話録音装置を設置して録音ができるようにしておくとともに、カスタマーハラスメント防止のため顧客にもその旨を周知する。



カスタマーハラスメント対応として、顧客対応者、現場責任者、本社や本部への報告や相談手続きなどについて、マニュアルを作成し、従業員に周知する。



ご注意ください

※募集予定枠に達した場合は、その時点で受付を終了します。

申請手続きについて

申請手続きの詳細については、以下をご覧ください。

【名古屋産業振興公社WEBサイト】

https://www.nipc.or.jp/customer_harassment/



申請のための交付申請書等の各種様式につきましては、名古屋産業振興公社 WEB サイトにてダウンロードできます。

(第1期、第2期それぞれの申請期間内に)左記 WEB サイト「申請受付フォーム」より申請してください。

ご提出先・お問合せ